

研究ノート

最近の独占禁止法運用の動きと入札談合問題

横川和博

はじめに

日米構造協議以降、わが国の独占禁止法及びその運用は強化の方向にある。たとえば、公正取引委員会審査部の定員増加、独占禁止法強化改正などの制度的改革も行われてきている。先に検討したように（拙稿「日米構造協議以降のわが国独占禁止法の運用について」高知論叢52号⁽¹⁾）平成3年度以降5年度までの独占禁止法違反事件例は、カルテル・談合事件、流通諸慣行の規制、ならびに民事事件などに特化してきている。本稿においては、それ以降の法運用を検討し、それが入札談合事件に集約化されつつある傾向を検討し、その問題点を明らかにしようと思う。

I 最近の独占禁止法の動き

最近の独占禁止法審査事件の処理状況をみると、たとえば、勧告件数は平成3年度30件、4年度34件、5年度31件、6年度21件、7年度（9月まで）10件、と推移しており、その内容をみると、カルテル・談合事件の比率が増大してきている。

以下において、先に検討した（前掲論文参照）以降の独占禁止法関連事件例を検討するが、総数は26件とここ数年では最も少なくなっている。公正取引委員会は「大事件を取扱っているため、事件数自体は少なくなっている」と述べているが、この点について、逐一検討してみることにする。

事件の内容は、入札談合事件10件（3条後段違反8件、8条1項1号違反2件）、その他カルテル事件4件（8条1項1号違反及び8条1項4号及び5号違反）、不公正な

取引方法関係 3 件（一般指定12項及び13項違反）、景品表示法排除命令 4 件（いずれも表示関係）。裁判所判決又は決定は 4 件である⁽²⁾。

（1）カルテル事件審決

a) 独占禁止法 3 条後段関係

- 1 兼松(株)ほか36名事件（平成 7 年勧告審決第 3 号）⁽³⁾
- 2 桃井製鋼(株)ほか 4 名事件（平成 7 年勧告審決第 4 号）⁽⁴⁾

公正取引委員会は、平成 7 年 3 月 27 日、政府開発援助（ODA）に伴う資機材の供給業者が行っていた次の行為について、それぞれ独占禁止法 3 条後段に違反しているものと認め、同法48条 2 項の規定に基づき勧告を行った。1)国際協力事業団が指名入札により発注する調達部所管の技術協力の実施等のために供与される機材について、同機材の指名業者である商社等37社が、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようになっていた行為（事件 1）。2)ODA の水産無償援助案件において、被援助国政府に供与される漁業資機材であって一般競争入札に参加する事業者に納入するものについて、漁網製造業者ら 5 社が見積価格を相互に調整するとともに、納入予定者を決定し納入予定者が納入できるようになっていた行為（事件 2）。これらの行為に対する前記排除勧告につき、それぞれの事業者がこれを応諾する旨申し出たので、公正取引委員会は、同年 4 月 24 日、各事業者に対して、同法48条 4 項の規定に基づき、当該勧告と同趣旨の審決を行った。

入札談合事件の一例である。行為類型としては建設業界などにおける談合事件と同様であるが、以下のような特徴がある。第一に、いわゆる「回し」とよばれる行為を指名されない業者も含めて行っているため、「頭借り」というルールを採用している点である。これまでの談合事件においては発注元による指名が行われた後に調整が行われるのが通常であったが、本件では指名が行われる前に受注権利者を決定し、その者が指名されれば自動的に受注予定者になるという決めのもとに調整行為が行われていた。その際、受注権利者が指名されない場合に行われていたのが「頭借り」というルールであった。これは、受注権利者が指名されなかった場合には、受注予定者に自社から仕入れてもらうというものである。このようなルールを可能にしていたのが、本件の第二の特徴である納入業者と見積業者との密接な関係であった。すなわち、本件発注元である JICA は機材の発注にあたり予定価格の積算を見積業者に依頼していたが、この依頼を

受けた見積業者は、公示日のかなり前の時点で、親密な入札参加資格業者に対し入札案件情報を提供を行っていたのである。このことにより、指名業者が決まる前に調整を行うことが可能となっていた。第三の特徴は、事件②の違反行為が、一般競争入札に参加する商社等に納入する機材メーカー間の競争制限行為であること、すなわち、入札参加業者向けの納入段階での談合行為であるということである。

以上みてきたように、本件は、きわめて広範な事業者が周到なシステムのもとに談合行為を行っていることを示すものであり、また、わが国の商慣行に対する諸外国からの批判が高まっているなかでの事件であったため注目された。

3 愛豊土建砂利(株)ほか72名事件（平成7年勧告審決第8号）⁽⁵⁾

4 愛知県東部建築業協同組合ほか69名事件（平成7年勧告審決第9号）⁽⁶⁾

5 青山建設(株)ほか事件（平成7年勧告審決第10号）⁽⁷⁾

6 青山建設(株)ほか22名事件（平成7年勧告審決第11号）⁽⁸⁾

公正取引委員会は、平成7年7月4日、豊橋市等発注の建設工事に関し、豊橋市及びその周辺地区所在の土木工事業者73名（事件3）、建築工事業者70名（事件4）及び舗装工事業者9名（事件5）が、また、愛知県土木事務所発注の建設工事に関し、同地区所在の土木工事業者27名（事件6）が、それぞれ、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為は、独占禁止法3条後段に違反するものと認め、同法48条2項の規定に基づき勧告を行った。これに対して、本件関係人はいずれも右勧告を応諾する旨を申し出たので、同委員会は同年8月8日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

本件談合事件は、かなり以前から地元業界団体の主導のもとに行われていた受注調整が、いわゆる埼玉土曜会談合事件⁽⁹⁾を契機として業界団体が撤退することにより指名業者間の調整へと移行したものである。本件調製システムが、地元のほとんどの業者を組織する強固なものであるという実態に変化はなかった模様である。

7 (株)田中組ほか22名事件（平成7年勧告審決第12号）⁽¹⁰⁾

公正取引委員会は、平成7年7月26日、小田原市が指名競争入札の方法により発注する上水道配管工事について、当該工事の指名業者23社が、発注された同工事にかかる指

名業者間であらかじめ受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにしていた行為が、独占禁止法3条後段に違反するものとして、同法48条2項の規定に基づき勧告を行った。これに対し、23社は勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、平成7年8月31日、同法48条4項の規定に基づき、右勧告と同趣旨の審決を行った。

本件審決にみられるように、最近の入札談合事件審決においては、受注調整のための基本ルールの成立について「遅くとも…以降」というように合意形成の日時・場所が特定されないケースが増加している。これは、当該事業社間の合意形成がかなり以前から行われて慣行化しており、合意形成の日時などが具体的に認定できないケースが増えてきているためである。いわゆる「カルテルの制度化」の問題である。

8 日本上下水道設計株ほか8名事件（平成7年勧告審決第13号）

公正取引委員会は、平成7年9月1日、日本上下水道設計株式会社など9社が、共同して、九州地区内の地方公共団体発注の特定下水道コンサルタント業務について、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにしていた行為が、独占禁止法3条後段に違反するとして同法48条2項に基づき勧告を行った。これに対し、9社が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、平成7年10月4日、同法48条4項の規定に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

b) 事業者団体関係

9 (社)宇都宮建設業協会事件（平成6年勧告審決第27号）⁽¹¹⁾

公正取引委員会は、平成6年11月10日、宇都宮市が指名競争入札及び指名見積り合せの方法により発注する理財部所管の土木一式工事及び建築一式工事について、社団法人宇都宮建設業協会が、会員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにしていた行為が、独占禁止法8条1項1号に違反するとして同法48条2項に基づき勧告を行った。これに対し同協会が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、平成6年11月25日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

本件の特徴は、多くの談合事件が昔から慣行的に行われたものが摘発されたものであるのに対し、本件は、同協会が団体として新たに談合を行うことを決定し調整のルールを策定して談合を行ったものである点にある。

10 郡山市建設業者親和会事件（平成6年勧告審決第28号）⁽¹²⁾

公正取引委員会は、平成6年12月21日、郡山市が指名競争入札の方法により発注する財務部所管の土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事について、郡山市建設業者親和会が、会員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせていた行為が、独占禁止法8条1項1号の規定に違反するとして、同法48条2項に基づき勧告を行った。これに対し、親和会が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、平成7年1月10日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

本件の特徴は、入札談合は建設業者相互の共同行為または社団法人の行為として行われることが多いが、本件においては親和会という任意団体が行為主体となっており、しかも、きわめて広範な工事についての受注調整がほとんど談合破りという行為もなく円滑に行われていたことである。

11 秋田県土木コンクリートブロック工業組合事件（平成7年勧告審決第1号）⁽¹³⁾

公正取引委員会は、平成7年2月23日、秋田県土木コンクリートブロック工業組合に対し、組合員の取扱う土木用コンクリートブロックのうち積みブロックの一手買取り販売を内容とする共同販売事業を実施している行為が、独占禁止法8条1項1号に違反するとして勧告を行った。これに対し同工組は勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は平成7年3月8日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

組合は、中小企業団体の組織に関する法律（中団法）に基づいて設立された商工組合である。商工組合の行う共販機関が独占禁止法の適用除外となるかは、これが中団法にいう「共同施設」にあたるかにかかる。同様の事件として、西日本特殊ゴム製版工業組合事件（昭和43年勧告審決第8号）、北海道ちり紙工業組合事件（昭和44年勧告審決第14号）、京都府生コンクリート工業組合事件（昭和48年勧告審決第10号）がある。

12 東日本おしほり協同組合事件（平成7年勧告審決第5号）⁽¹⁴⁾

公正取引委員会は、平成7年3月30日、東日本おしほり協同組合が、組合員の得意先争奪を禁止している行為が独占禁止法8条1項4号に違反し、また、貸しあいの資機材の供給業者に対し、新規参入業者に供給しないようにさせている行為が同法8条1項5号に違反するとして、同法48条1項に基づき勧告を行った。これに対し同協組が

勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、平成7年4月24日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

同協組は、中小企業協同組合に基づいて設立された事業協同組合であるが、組合員に小規模事業者とは認められない者が存在するなど、独占禁止法24条1号の要件を備えていないことから、同法8条の適用を受けたものである。

13 千葉県石油商業組合野田支部事件（平成7年勧告審決第6号）⁽¹⁵⁾

公正取引委員会は、千葉県石油商業組合野田支部の千葉県野田市における普通揮発油の販売価格の引上げを決定し実施していた行為が独占禁止法8条1項1号に違反するとして、平成7年5月11日、同法48条2項に基づき勧告を行った。これに対し、同支部が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は平成7年6月9日、同法48条4項に基づき勧告と同趣旨の審決を行った。

石油製品販売業者の団体は、従来から独占禁止法違反を繰り返してきた経緯がある。最近の例だけでも、大分県、埼玉県、青森県などの石油商業組合が価格カルテルで、香川県、青森県などの石油商業組合が入札談合で摘発されている。このように、カルテル体質の強い業界において、最近においては特に消費者の低価格志向や特定石油製品輸入暫定措置法の廃止など規制緩和の動きを背景として、本件のカルテルが結ばれたものである。

14 (社)大阪バス協会事件（平成3年審判審決第1号）

公正取引委員会は、社団法人大阪バス協会が、会員貸切バス事業者の平成元年度春期及び秋期の学校遠足向け輸送の一部に係る貸切バスに関する最低運賃等を決定することにより構成事業者の自由な運賃の設定を拘束していた行為が、独占禁止法8条1項4号に違反するとして、平成3年から審判を開始していたが、平成7年7月10日、同法48条により審判審決を行った。その内容は以下の通りである。1) 同協会が行った、学校遠足向け輸送の運賃及び料金を決定した行為のうち最低運賃等が認可運賃等の範囲にある部分は独占禁止法8条1項4号の規定に違反する。2) 運賃等が、道路運送法による認可制度の下にあるときであっても、認可運賃等と乖離する実勢価格による取引・競争が平穡公然と行われており、実勢価格による取引に対し主務官庁により法的効果のある措

置が講じられていないような場合には、そのような運賃に係る協定について独占禁止法上の排除措置の対象となる。

運賃認可制のある業界において、認可運賃と乖離する実勢運賃が存在する場合に、当該実勢運賃について協定が行われたとき、公正取引委員会は独占禁止法違反のおそれがあるとして警告等を行ってきたが、本件審決は従来からのかかる法運用を確認するものと位置づけられよう。

（2）その他事件審決

15 富士バイオ(株)事件（平成7年勧告審決第2号）⁽¹⁶⁾

公正取引委員会は、平成7年3月10日、富士バイオ株式会社に対し、同社が製造販売するカニパック3品目について、取引先卸売業者をして小売業者の小売価格を拘束させている行為が独占禁止法第19条（一般指定第12項）に違反しているとして、同法48条1項に基づき勧告を行った。これに対し、富士バイオはこの勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、3月30日、勧告と同趣旨の審決を行った。

本件の特徴としては、本件価格拘束に有力な卸売業者が介在していることがある。このような場合、イニシアチブをいざれが有していたか、いいかえれば違法行為の主体をいざれとするかが問題となる。過去の審決例においては、卸売業者の関与がかなりはつきりしている場合でもメーカーのみを被審人とするのが通常であり（明治商事事件、新井ヘルメット事件）、メーカーと卸売業者の両者に審決を行ったのは富士写真フィルム及び富士エックスレイ事件のみである。製販一体となった再販行為が横行しており、しかもわが国の流通系列化における卸売業者の役割の重要性を考えると、法運用の再検討が必要と思われる。

本件の第二の特徴は、価格拘束の対象が、確定した価格ではなく値引限度価格であることである。近年、流通段階におけるバイイングパワーの強まり、価格破壊の進行、消費者の低価格志向などから、再販拘束の対象が後者に重点を移しつつある。このように、値引限度価格の指示のような拘束が販売価格の拘束に含まれることは、「流通・取引慣行ガイドライン」で明確化されているところである⁽¹⁷⁾。

16 旭電化工業(株)事件（平成7年勧告審決第14号）

公正取引委員会は、旭電化工業株式会社が、エポキシ系可塑剤について、長春石油化学に対し、ライセンス契約終了後におけるわが国向け供給を制限していた行為を、独占禁止法19条（一般指定13項）に違反するものと認め、平成7年9月20日、同法48条により勧告を行った。これに対し、同社が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、10月13日、勧告と同趣旨の審決を行った。

17 オキシラン化学(株)事件（平成7年勧告審決第15号）

公正取引委員会は、オキシラン化学株式会社が、エルソについて、長春石油化学に対し、ライセンス契約終了後におけるわが国向けの供給を制限していた行為を、独占禁止法19条（一般指定13項）に違反するものと認め、平成7年9月20日、同法48条により勧告を行った。これに対し、同社が勧告を応諾する旨申し出たので、同委員会は、10月13日、勧告と同趣旨の審決を行った。

18 (株)資生堂事件（平成7年同意審決第1号）

公正取引委員会は、株式会社資生堂による独占禁止法違反審判事件について、平成7年7月26日、審判開始決定を行っていたところ、同社から、10月2日、同法53条の3に基づき、審判開始決定書記載の事実及び法運用を認めた上で同意審決を受けたい旨の申し出があり、かつ、違反行為を排除するために自ら採るべき具体的措置に関する計画書が提出された。同委員会は、これらを精査した結果適当と認めたので、11月30日、同法53条の3に基づき同社に対し以下の措置を命ずることなどを内容とする同意審決を行った。同社は、1) コスメティック及びコスメニティ化粧品のうち、独占禁止法24条ノ2第1項による指定商品以外の化粧品の販売に関し、割引販売を企図した大手量販店に対し、メーカー希望小売価格を下回る価格での販売を行わないよう要請し、メーカー希望小売価格で販売するようにさせている行為を取りやめなければならない。2) 今後、コスメティック及びコスメニティのうち、同法24条ノ2第1項による指定商品の販売に関し、自らまたは販売会社を通じて、名義の如何を問わず、消費生活協同組合と再販売価格維持契約を締結してはならない。

（3）景品表示法排除命令

19 (有)オートファッショնに対する件（平成6年12月26日排除命令第13号）⁽¹⁸⁾

公正取引委員会は、有限会社オートファッショնが中古自動車を一般消費者に販売するにあたり、中古自動車の走行距離計を交換し走行距離を過少に表示して展示場に展示した行為を、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法という）4条1項に違反するものと認め、平成6年12月26日、同法6条1項に基づき排除命令を行った。

20 (株)三貴に対する件（平成7年4月18日排除命令第1号）⁽¹⁹⁾

公正取引委員会は、平成7年4月18日、株式会社三貴の宝石貴金属、婦人服及び子供服の取引に関する新聞折込ビラにおける二重価格表示が景品表示法4条2号に違反するとして、同法6条1項に基づき排除命令を行った。

株式会社三貴は、新聞折込ビラにおいて、「会員価格」と称する価格に「非会員価格」と称する価格を併記し、あたかも会員であれば通常価格より著しく安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には、購入を希望する一般消費者は誰でも会員価格で購入することができ、「非会員価格」と称する価格は通常販売に供されている価格とはいはず、実際の販売価格が著しく安いかのように見せかける表示をしているものであった。

21 (株)はるやまチェーンに対する件（平成7年排除命令第2号）⁽²⁰⁾

公正取引委員会は、平成7年5月22日、株式会社はるやまチェーンの背広服等の取引に関する新聞折込ビラ及び値札における二重価格表示が、景品表示法4条2号に違反するとして、同法6条1項に基づき排除命令を行った。

背広服などについて、新聞折込ビラにおいて「店内全品プライスダウン！」等としたうえで、実際の販売価格より著しく高い価格を併記して販売していたが、実は併記された価格は任意に設定された架空の価格であった。いわゆる「価格破壊」の代表的企業の露骨な商法がマスコミの話題となつたケースである。

22 九州ミシンセンター福岡店こと池永憲治に対する件（平成7年7月17日排除命令第3号）⁽²¹⁾

公正取引委員会は、九州ミシンセンター福岡店こと池永憲治の販売するミシンに関する広告が、おとり広告に関する表示（平成5年公正取引委員会告示第17号）第4号の規定に該当し、景品表示法4条3号に違反するものとして、7月17日、同人に対して同法6条1項に基づき排除命令を行った。同人は、新聞折込ビラ等において、ミシンをきわめて安い価格で販売する旨の広告を行っているが、注文者に対して、注文のミシンの購入意志を失わせるよう仕向け、著しく高価な他のミシンを購入するよう勧めていたものである。

無店舗販売が増大しつつある状況下で、本件はいわば通信販売と訪問販売を双方の双方の性格をもつ商法の表示の適正さが問われたものであり、注目されよう。

（4）独占禁止法関係事件判決・決定

23 東芝ケミカル審決取消請求事件判決（東京高判平成7年9月25日）⁽²²⁾

東京高裁は、東芝ケミカル株式会社による審決取消請求につき、これを棄却する判決を下した。同社が平成6年5月26日付審決の取消しを求めた理由は、以下の3点であった。1) 本件審決につき、原告に直接陳述の機会を与えなかった点が、独占禁止法82条2号に該当する。2) 同一事案について、平成4年9月16日にされた審決（以下「旧審決」という）に関与した委員が、本件審決にも関与した点において、独占禁止法82条2号に該当する。3) 実質的証拠を欠くにもかかわらず、原告が同業他社との間で意思の連絡をとり、共同して、商品の価格の引上げを決定したとの事実を認定した点において、同法82条1号に該当する。

争点1)について、同裁判所は「法号3条の2の2の規定が、いわゆる直接審理主義の要請に応えることを目指すものであるとはいえ、これに違反することが常にその審判手続に基づく審決を違法ならしめるほどの強い規範的要請に支えられているものとまでいうのは相当ではない。したがって、この手続を経ていない瑕疵があるからといって、直ちに審決が違法であるとするることはできず、その瑕疵が被審人の権利の保護ないし審判における被審人の防御権の行使に実質的な影響があったかどうかについて判断した上で、これが是認される場合に初めて審決が右手続上の瑕疵により違法とされるべきもの

と解するのが相当である。」とし、本件において「差戻し後の審判手続において直接陳述の機会がなかったことが原告の権利の保護等に実質的な影響を及ぼすものではなかつた」と判断した。争点2)に関しては、「公正取引委員会の機構上、差戻しを受けた事件の審理をする際に、取消された審決に関与した委員を常に除外しなければならないものとすると、合議体を構成することができなくなるという事態も生じうると考えられところ（ママ）、審決ができなくなるような事態を避けることもまた公益を守る上で極めて重要な要請であることは明らかであって」、「差戻し前の審決に関与した委員が差戻し後の審決に関与したからといって、その審決が違法となるものではないと解するのが相当である。」とした。争点3)に関しては、「原告が実質的証拠の欠缺を主張する各認定事実については、（中略）いずれもこれを認定するにある証拠があるといつてよく、当裁判所が改めて検討してもその認定が恣意にわたるとか、経験則に反するとは認められない。したがって、それぞれの点につき、実質的証拠があるものということができ、その欠缺をいう原告の主張は採用することができない。」と判示した。

本件は、平成7年10月10日、確定した。

24 特許権侵害差止等請求控訴事件判決（東京高判平成7年3月23日）⁽²³⁾

原告ペーベースが株式会社ラシメックスジャパンらに対し、特許権侵害などを理由として、自動車ホイールの並行輸入の差止等を求めていた訴訟の控訴審判決である。

原審は、被告らが当該自動車ホイールを輸入・販売・展示することを差止める判決を下したが、それは次の観点から被告らの並行輸入が特許権を侵害することを理由とするものであった。1) 特許権独立の原則を定めるパリ条約4条の2及び属地主義の原則は真性商品の並行輸入の諾否の判断を直接左右するものではない。2) 特許権の国際的消尽は現在の特許法が前提としていたものとは認められないから、業としての並行輸入及び並行輸入品の販売・使用はわが国の特許権の侵害にあたると解するのが素直な解釈であり、現在においては、真性商品の並行輸入がわが国における特許権を侵害するものとすることが社会的に是認されえない状況にまで至っているということはできない。

ラシメックスジャパンらは、この判決を不服として控訴していたが、東京高裁は次の理由から原判決中控訴人ら敗訴部分を取消す判決を下した。1) いわゆる特許権の国際的消尽の理論は特許権独立の原則及び属地主義の原則に反しこれを採用することはでき

ない。2)特許法は、発明者の利益の保護と産業の発達という社会公共の利益の保護との適切な調和を念頭においているところ、特許権者等が特許に係る製品を拡布する際に、自由な意思に基づいて当該発明を公開した代償も併せて製品価格に含めることが可能なのであるから、特許権者などが当該特許に係る製品を適法に拡布したことにより、当該製品に関する限り、当該特許権は目的を達成して消尽すると解するのが正当であり、このことは拡布が単に国境を越えたという一事をもって、発明公開の代償を確保する機会を再度付与しなければならないことにはならない。

本件は、平成7年7月3日、上告された。

25 取締役損失補填責任追求請求控訴事件判決（東京高判平成7年9月26日）⁽²⁴⁾

野村証券による東京放送への損失補填をめぐる株主代表訴訟の控訴審判決において、東京高裁は、控訴人の請求を棄却する判決をいい渡した。

原審においても、東京地裁は請求を棄却する判決を下していたが、本件損失補填は、顧客との取引関係を維持し又は拡大する目的で一部の顧客に対して行ったものであるから、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって競争者の顧客を自己と取引するように誘引するもので、不公正な取引方法の一般指定9項に該当し独占禁止法19条に違反するものとする判断を示し注目されていたものである。本判決では、次のように判断し、本件損失補填は独占禁止法19条に違反するとしたが、これが、ひいては取締役の善管注意義務、忠実義務に違反するものではないとした。「証券会社が顧客に対して有価証券の売買などの取引について生じた損失の全部又は一部を補填することは、証券市場の扱い手である証券会社が証券投資における自己責任原則を放棄し、証券市場において適正に形成された価格を証券市場外で修正するものであり証券取引の公正性を害するものであるから、証券業における正常な商慣習に反するものというべきである。そして、本件損失補填は、顧客との取引関係を維持し、又は拡大する目的で一部の顧客に対して行ったものであるから、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって競争者の顧客を自己と取引するように誘引するものであって、不公正な取引方法の9項に該当し、独占禁止法19条に違反するというべきである。」「しかし、同条は競争者の利益を保護することを意図した規定であって、同条違反の行為により損害を被るのは、当該会社ではなく、競争者であるから、同条違反が当然に商法266条1項5号の法令違反に含まれると考えるの

は相当でない。」すなわち、「独占禁止法19条は競争者保護の規定であるから、同条違反行為が直ちに証券会社の取締役の当該会社に対する関係において違法となるものではない。」

ここにおける不公正な取引方法の性格づけは問題を含むものであり、これを出発点とする本件判決は、結論においても妥当性を欠くものとなった。

本件は、平成7年10月11日に上告された。

26 (株)河内屋による地位保全仮処分命令申立事件決定（浦和地裁平成7年2月17日決定）⁽²⁵⁾

資生堂の指示に従わない販売方法をとっていた販売店が、資生堂の販社により供給停止やリペートの支払拒絶を受けたことを不服とし、地位保全仮処分命令を申立てていた事件において、浦和地裁は、以下の理由から申立てをいずれも却下する決定を下した。1) 本件解除の効力について本件基本契約は債権者と債務者の間の信頼関係を基礎として成立しており、その性質上相当期間継続して取引することを予定しているものであるから、債権者がその条項に違反した場合でも、それが背信的行為と認めるに足りない特別な事情があれば、債務者は解除権を行使できないと解すべきところ、債権者の販売実態は、債務者が基本契約に基づいて要求している販売形態とあまりにもかけ離れており、しかも、それを意図的かつ組織的に行っているのであるから債務者と債権者の間の信頼関係は完全に破壊されている。なお、債権者は、本件解除が資生堂の製品の再販売価格を維持しようとしたもので、独占禁止法又は公序良俗に違反している旨主張するが、債務者が、小売店に対し、対面説明販売の義務の履行を求める対応によっては、独占禁止法の禁止に違反する疑いを必ずしも否定できないところであるが、債務者が本件解除に至ったのは、債権者の販売形態に対抗するためであり、安売行為の規制を意図したものであつたと直ちに認めることはできず、本件解除が独占禁止法又は公序良俗に違反している旨の疎明は不十分であり、本件解除が直ちに無効であると認めるに足る疎明はない。2) 本件解除後の債務者の義務違反について本件解除が有効であるとすると、債務者は、その後の債権者からの製品供給の申し込みに応ずる義務はなく、また、債権者が基本契約に違反した後の仕入れに対するリペートを支払う義務も負わない。

本件は平成7年3月6日即時抗告された。

27 (株)アザレ化粧品店静岡本舗による地位保全等仮処分命令申立事件決定（大阪地裁平

成7年2月17日決定)⁽²⁶⁾

大阪地裁は、事件26と類似のケースにおいて、販売店の申立を認める決定を下した。すなわち、1) 本件契約によると、債務者には、特段の事情がない限り、債権者から個々の注文に応じ商品を納入する義務がある。2) 本件契約のような継続的供給契約の解消には、取引を継続したい不信心行為の存在等やむを得ない事由が必要であると解すべきところ、債務者の主張する解約事由（「被債務者製品の販売問題」、「横流し問題」、「従業員に対する割引販売問題」、「兼業問題」、「美顔営業および抱合せ販売・混合使用問題」）が出荷拒否事由たりうるとする疎明はなく、本件解約は無効である。

本件は、平成7年3月4日確定した。

II 最近の独占禁止法運用の特徴

違反事件勧告件数は増加の一途を辿ってきた（平成元年7件、2年度22件、3年度30件、4年度34件、5年度31件）が、平成6年度になって減少に転じた（平成6年度21件、平成7年度は9月までで10件－表1参照）。これは重要事件が増えたためであると説明されているが、摘発される事件内容が明らかに変化をみせている（表2参照）。すなわ

表1 勧告件数の推移（行為類型別）

内容/年度	元	2	3	4	5	6	7(～9月)
カルテル	4	13	19	30	24	21	9
価格カルテル	3	9	14	9	9	1	1
入札談合	1	4	4	20	14	19	8
その他カルテル ⁽¹⁾	0	0	1	1	1	1	0
不公正取引	3	7	8	4	5	1	3
その他 ⁽²⁾	0	2	4	0	2	2	0
合 計	7	22	31	34	31	24	12

公正取引委員会事務局編「公正取引委員会の最近の活動状況」平成6年10月及び平成7年10月による。

(1)「その他カルテル」とは、販売数量制限、取引先制限等のカルテルである。

(2)「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等のほか、金融会社の株式保有制限の脱法行為である。

ち、平成元年には4件に過ぎなかったカルテル事件が、以後急速に増加し、平成3年度以降は殆どの事件がカルテル事件であり、そしてまた、そのなかでの入札談合事件の比重も圧倒的なものとなってきている。公正取引委員会の運用がカルテルに傾斜してきていることは、課徴金額の推移にも明らかである（表3参照）。入札談合の摘発が重要であることはいうまでもないが、その反面、不公正な取引方法の規制がここ数年極めて少數になってきていることは問題であろうと思われる。独占禁止法の運用の強化は、もと

表2 審査事件処理状況

処理内容/年度		3	4	5	6	7 (~9月)
審決件数	前年度からの繰越	71	87	53	72	70
	年度内新規着手	167	136	168	138	44
	合 計	238	223	221	210	144
処理件数	勧 告 (審判開始決定) ⁽¹⁾	30 (2)	34	31 (3)	21 (2)	12 (1)
	課徴金納付命令 (審判開始決定) ⁽²⁾	1 (1)	0	0	3 (1)	2
	警 告	24	21	25	12	1
	注 意	88	73	79	86	24
	打 切 り ⁽³⁾	8	42	14	18	3
	総 計	151	170	149	140	40
次年度への繰越		87	53	72	70	—
課納付命令金令	事 件 数	10	17	22	26	12
	事 業 者 数 ⁽⁴⁾	101	135	406	512	409
	審判開始決定事件	1	0	2	2	0
告 発 ⁽⁵⁾		1	1	0	1	0(1)

公正取引委員会事務局編「公正取引委員会の最近の活動状況」平成7年10月による。

(1) 勧告又は審決を行わずに課徴金納付命令を行った事件数である。

(2) ()内の数字は、勧告又は課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った事件の数である。

(3) 「打切り」とは、違反事実が認められなかったため、審査を打切るものである。

(4) 審決により課徴金の納付を命じた場合を含み、審判の開始により命令が失効した場合を含まない。

(5) 7年度の告発の()内の数字は、6年度に告発を行った事件について、追加告発を行ったものである。

表3 課徴金制度の運用状況

年 度	事件数	納付命令数（注） (対象事業者数)	課 徴 金 額
昭和52年度	0	0	0
53	1	4	507万円
54	5	134	15億7,174万円
55	12	203	13億3,111万円
56	6	148	37億3,020万円
57	8	163	4億8,354万円
58	10	93	14億9,257万円
59	2	5	3億5,310万円
60	4	38	4億 747万円
61	4	32	2億7,554万円
62	6	54	1億4,758万円
63	3	84	4億1,899万円
平成元年度	6	54	8億 349万円
2	11	175	125億6,214万円
3	10	101	19億7,169万円
4	17	135	26億8,157万円
5	22	406	35億5,321万円
6	26	512	56億6,829万円
7（～9月）	12	409	36億3,122万円
合 計	165	2,753	410億8,852万円

公正取引委員会事務局編「公正取引委員会の最近の活動状況」平成7年10月による。

（注）審決により課徴金の納付を命じた場合を含み、審判の開始により命令が失効した場合を含まない。

より公正取引委員会の処分のみによってはかられるものではなく、裁判所における刑事责任の追及および私訴による民事责任の追及も相俟って促進されるものであると考える。刑事责任の追及においてカルテルの摘発が重要なものであることはいうまでもないが、民事责任の追及においては、最近のケースでは、流通段階における不公正な取引方法をめぐる私訴が増加しており、これらを考えるとき不公正な取引方法規制の停滞状況は問題なしとしない⁽²⁷⁾。日米構造協議以降、公正取引委員会審査部の定員増加など審査体制の充実がはかられてきているが、昨今の勧告件数の推移をみると、まだ不十分なもの

があるというのは明確であると考える。

III 談合事件と独占禁止法の運用

先にみたように、最近の独占禁止法の運用は談合事件に集中している観がある。昭和52年度以降現在までに摘発された入札談合事件は、表4にみるとおりであるが、まず主な違反事例をみてみよう⁽²⁸⁾。

(一) 主な入札談合事件

1 (社)静岡建設業協会に対する件 (57.9.8 審決)

(1) 違反行為の概要

ア 静岡建設業協会は、静岡市の区域の建設工事に関し、受注価格の低落の防止、受注機会の均等化を図ること等を目的として、同協会の理事会において、①入札参加の指名を受けた会員は、その旨を速やかに協会へ通報する、②入札参加の指名を受けた会員は、建設工事に関し、話し合いにより当該工事の受注予定者を決定する、③話し合いがつかないときは、同協会が選定した調停委員に申立てをし、調停を求めることができる、などを主たる内容とする内規を決定した。

イ 同協会は、アの決定に基づき、静岡県及び静岡市の発注する静岡市の区域の建設工事に関し、会員が入札参加の指名を受けたときは、その旨を同協会に連絡させ、研修会と称する会合を開催させて会員は同研修会等において、話し合い又は調停委員の調停により受注予定者を決定し、入札価格を相互に調節して受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

静岡県建設業協会は、当該工事に関し、会員の話し合いにより受注予定者を定めさせることを決定し、これを実施することにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1億5,683万円（課徴金対象44名）

2 旧米軍工事安全技術研究会の会員等に対する件（63.12.8課徴金納付命令）

（1）違反行為の概要

ア 米国海軍発注工事の入札に参加する事業者は、米軍工事安全技術研究会の設立前から八日会と称する組織を設け同工事の受注価格の低落防止を図ってきたが、その後、八日会の役員等は八日会に代わる新たな組織として研究会を設けることとし、その設立趣旨説明会を開催し出席した同工事の入札に参加する事業者110名に対し、これに加入するよう要請した。

イ 米軍工事安全技術研究会は、設立総会において、米国海軍発注工事のうち入札により発注される工事について、研究会の会員はあらかじめ入札に参加する者の間で協議し、受注予定者を定めることなどを決定した。

ウ 研究会は、イの決定に基づき、同工事の入札の際、入札書類を受領した会員に同工事について打合会の開催により受注予定者を決定させ、入札価格を調整させて受注予定者が受注できるようにしていた。

エ また、鹿島建設は、研究会の会員ではないが研究会の設立趣旨説明会及び設立総会に出席するとともに、打合会において研究会の会員と共同して受注予定者を決定し、ウの行為を実施していた。

（2）法令の適用

ア 研究会は、米国海軍発注工事について会員に受注予定者を決定させることにより、米国海軍発注工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

イ 鹿島建設は、研究会の会員と共同して、当該工事について受注予定者を決定することにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

（3）課徴金 2億8,980万円（課徴金対象70名）

3 海上埋立土砂建設協会に対する件（1.9.12審決）

（1）違反行為の概要

ア 海上埋立土砂建設協会は、関西国際空港空港島護岸築造工事に関わる山砂海送工事について、会員の同工事の受注先別受注量の検討において、会長及び幹事の会合を開

催し、6名の会員の工区別山砂投入数量を定め、これをもって会員の受注先別受注量とすることを決定した。

イ 同協会は、会員の山砂海送工事の受注単価につき、会長及び幹事の会合を開催し、これを決定した。

ウ 同協会会員は、上記各決定に基づき、空港島護岸築造工事に関わる山砂海送工事を受注し、これを施工した。

(2) 法令の適用

海上埋立土砂建設協会は、当該工事の受注先別受注量及び受注単価を決定し、これを会員に実施させることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 2億9,889万円（課徴金対象6名）

4 (社)北海道ビルメンテナンス協会に対する件（1.11.21審決）

(1) 違反行為の概要

ア (社)北海道ビルメンテナンス協会は、昭和61年2月25日に開催した総会において、国、北海道及び札幌市並びにこれらの官公庁が出捐している官公庁等が入札により発注するビルメンテナンス業務に關し、①既存契約物件については、次回の入札の際、他の会員は当該物件を受注しないこと、②新規物件については、会員は官公庁等の見込予定価格の80パーセントを下回る価格では受注しないよう相互に協力すること、等を内容とする申合せ事項を決定した。

イ 同協会の札幌地区に事業所を有する会員は、アの決定に基づき、官公庁等の当該業務の入札に際し、事前に協力要請、受注予定者の決定等を行っていた。

(2) 法令の適用

同協会は、アの申合せ事項を札幌地区に事業所を有する会員に実施させることにより、当該業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1億2,596万円（課徴金対象32名）

5 大日本印刷(株)ほか13名に対する件（4.5.15審決）

(1) 違反行為の概要

14社は、共同して、日本道路公団の地方部局が発注する磁気カード通行券及び勤務カードの印刷の受注価格の低落防止等を図るため、昭和63年4月以降、①磁気カード通行券については、各地方部局からの発注に際し、大日本印刷ほか4社の「5社グループ」が受注することとなるものと、水三島紙工ほか8社の「9社グループ」が発注することとなるものに区分し、5社グループが受注することとなる地方部局については、5社グループのうち当該局から指名を受けた者の中から、その他の地方部局については9社グループのうち当該部局から指名を受けた者の中からそれぞれ受注予定者を決定する、②勤務カードについては、5社グループの中から受注予定者を決定する、③各地方部局の入札にあたり、それぞれ入札価格を調整し、受注予定者が受注できるよう協力すること、④受注予定者の決定を円滑に行うため、磁気カード通行券について、落札者は自己の受注数量の一部を他の者に下請発注する、以上の合意の下に、各地方部局からの発注の都度受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

14社は、共同して、当該印刷について、あらかじめ受注予定者を決定することにより、同印刷の受注分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 2億1,460万円（課徴金対象14名）

6 鹿島建設(株)ほか65名に対する件（4.6.3審決）

(1) 違反行為の概要

66社は、埼玉県が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事の受注価格の低落防止を図る等のため、①土曜会（66社の支店等の営業責任者等で組織）の会員は、埼玉県が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事のうち土曜会会員が複数指名されることが予想され、かつ自社が受注を希望するものについて、あらかじめ、工事ごとに、工事箇所・自社名・近隣の自社の工事実績等を記載したPRチラシを作成し土曜会に提出する、②土曜会会員は、埼玉県が土曜会会員（会員が構成員となる特別共同企業体を含む）を複数指名して指名競争入札の方法により発注する土木一式工事については、あ

らかじめ、受注を希望する会員の中から受注予定者を決定する、③土曜会会員は、受注予定者の決定に際し、必要に応じ指名を受けた会員により点呼若しくは研究会と称する会合を開催し、又は受注を希望する会員の間で会合を開催するなどして話し合いを行う、④土曜会会員は、受注予定者の決定にあたってはPRチラシの提出の有無、提出の時期及び記載内容の正確度、当該工事に関する過去の工事実績等の要素を勘案する、⑤指名を受けた土曜会会員は、入札価格を相互に連絡することにより受注予定者が受注できるよう協力する、旨の合意の下に、埼玉県発注の特定土木工事について、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

66社は、共同して、当該工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、独占禁止法第3条の規定に違反する。

(3) 課徴金 10億 667万円（課徴金対象43名）

7 (株)葵エンジニアリングほか72名に対する件（4.8.7審決）

(1) 違反行為の概要

73社は、昭和63年4月以降において、愛知県土木部関係部署から主に建設コンサルタント業者を指名して指名競争入札等の方法で発注する特定建設コンサルタント業務について、受注機会の均等化、受注価格の低落防止等を図るため、指名を受けたときは、①原則として「なごや会」と称する会合を開催し、当該物件の受注希望の有無を表明し、次により受注予定者を決定する

- a 受注希望者が1名のときは、その者を受注予定者とする
- b 受注希望者が複数のときは、過去における当該物件に関する業務の受注の有無等を基準に話し合いにより受注予定者を決定する
- c 受注希望者がいないときは、当該物件の指名業者間で話し合い又はくじの方法により受注予定者を決定する

②受注予定者となった者は、会議室使用料の名目により1件につき5,000円をなごや会に拠出する

③指名を受けた者は、指名競争入札等に際し、受注予定者が受注できるよう協力する

以上の合意の下に、必要に応じ指名を受けた他の事業者とともに、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

73社は、共同して、当該業務について、受注予定者を決定することにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1億9,528万円（課徴金対象42名）

8 (株)愛河調査設計ほか139名に対する件（4.8.7審決）

(1) 違反行為の概要

140社は、昭和63年5月以降において、愛知県土木部関係部署から主に愛知県内に本店を有する測量業者を指名して指名競争入札等の方法により発注する特定測量等業務について、受注機会の均等化、受注価格の低落防止等を図るため、指名を受けたときは、
①原則として、「ニシキ会」と称する会合を開催し、当該物件の受注希望の有無を表明し、次により受注予定者を決定する

- a 受注希望者が1名のときは、その者を受注予定者とする
- b 受注希望者が複数のときは、過去における当該物件に関する業務の受注の有無、当該業務の発注先からの指名回数等を基準に話し合いにより受注予定者を決定する
- c 受注希望者がいないときは、当該物件の指名業者間で話し合い又はくじの方法により受注予定者を決定する

②受注予定者となった者は、会議室使用料の名目により1件につき3,000円をニシキ会に拠出する

③指名を受けた者は、指名競争入札等に際し、受注予定者が受注できるよう協力する

以上の合意の下に、必要に応じ指名を受けた他の事業者とともに、あらかじめ、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

140社は、共同して、当該業務につき受注予定者を決定することにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1億5,213万円（課徴金対象76名）

9 永盛産業(株)ほか17名に対する件

(1) 違反行為の概要

ア 18社のうち16社は、かねてから埼玉県警が入札の方法により発注する路側式道路標識の工事の受注機会の均等化を図るため、昭和63年7月29日に開催された会合において、以下の旨を決定した。

①路側式の道路標識の設置工事（都市総合交通規制の実施のために発注されるものを除く）について、埼玉県警察から指名を受けるようになってからの年数を基に、あらかじめ定められた一定の算定方法により算出した得点の順に受注予定者を定める

②都市総合交通規制の実施のために発注される路側式道路標識の設置工事について、指名を受けた者の中から、工事の場所等を勘案して受注予定者を定める

③路側式道路標識の補修工事について、指名を受けた者の中から、原則として、各警察署において從前から受注している者を、引き続きそれぞれの警察署が発注する当該工事の受注予定者とする

④受注予定者以外の入札参加者は、受注予定者からその入札価格の連絡を受け、当該価格より高い価格で入札することにより、受注予定者が受注できるように協力する

イ 上記16社のうち2社は、他の2社の代わりに、アの決定後に埼玉県警察の指名を受けて入札に参加するようになったが、アの決定を引き継ぎ、これに基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(2) 法令の適用

18社は、共同して、当該工事につき、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 3,803万円（課徴金対象20名）

10 (株)金門製作所ほか9名に対する件（5.1.29審決）

(1) 違反行為の概要

ア 10社は、大阪府内の普通地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する水

道メーターの受注機会の均等を図るため、①指名を受けたときは、その旨を、あらかじめ、原則として幹事会社に通知すること、②指名を受けた者の中から、受注予定者を決定すること、③受注予定者は、当該指名に係る普通地方公共団体が発注する水道メーターについて、一定の算出方法により算出した受注金額が少ない者の順とすること、④受注予定者が受注予定価格を決定すること、⑤受注予定者以外の者は、受注予定者が受注予定価格で受注することができるよう協力すること、を決定した。

イ 10社は、アの決定に基づき、大阪府内の普通地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、あらかじめ、受注予定者及び受注予定価格を決定し、受注予定者が受注予定価格で受注することができるようになっていた。

(2) 法令の適用

10社は、共同して、当該水道メーターについて、あらかじめ受注予定者及び受注予定価格を決定し、受注予定者が受注予定価格で受注することができるようになることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1,652万円（課徴金対象 9名）

11 國土基本測量協会に対する件（5.3.19審決）

(1) 違反行為の概要

國土基本測量協会は、かねてから、国土地理院が指名競争入札の方法により発注する航測業務について、会員の受注機会の均等化・受注価格の低落防止等を図るために、下部組織のひとつである測図部会で情報交換を行ってきたところ、①測図部会において、あらかじめ、受注を希望する会員の中から受注予定者及び受注予定者の入札価格を定める、②測図部会部長は、航測業務のほとんどを占める5つの業務（航測五業務）のうち、國土基本図、カラー空中写真及び火山基本図について、また同部会副部長は、航測五業務のうち2万5千分の1の地形図及び南極地形図について、それぞれ、受注予定者を定めるための測図部会を主宰する、③受注予定者の決定にあたっては、原則として、航測五業務のうち、國土基本図、カラー空中写真、2万5千分の1の地形図及び南極地形図については点数制、火山基本図については順番制を用いる、④指名を受けた会員は、入札価格を調整し、受注予定者が受注できるように協力する、⑤受注予定者となって受

注した者から特別会費を徴収する、旨を決定し、航測五業務について、測図部会において、会員に受注予定者及び受注価格を決定させ、受注予定者が受注できるようにさせていた。

（2）法令の適用

同協会は、当該航測業務について、会員に受注予定者及び受注価格を定めさせることを決定し、受注予定者が受注できるようにさせることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限するものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1条の規定に違反するものである。

（3）課徴金 3,945万円（課徴金対象19名）

12 トップパン・ムーア(株)ほか3名に対する件（5.4.22審決）

（1）違反行為の概要

ア 4社は、社会保険庁が平成元年8月以降指名競争入札の方法により発注することとしていた国民年金、厚生年金及び船員保険年金の支払通知書等貼付シールについて、有利な価格で受注できるようにする等のため、①4社間の話し合いにより、入札の都度あらかじめ受注予定者を決定すること、②あらかじめ入札すべき価格を決め、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力すること、③受注した上記シールに係る業務については、4社間において、受注した者から適宜他の者に順次下請発注し、各社の売上及び利益が確保できるようにすること、旨を決定し、平成元年度から平成3年度までの間、これを実施していた。

イ 4社は、公正取引委員会が平成3年7月9日及び同年11月13日に行った印刷業社に対する立入検査を契機として、それぞれ対応の在り方を検討したところ、アに基づく行為を継続することが困難な状況となったとの認識を有するに至った。4社は、かかる認識の下に平成4年度以降の入札においては、アの決定に代わるものとして、①4社間の話し合いにより、入札の都度、受注予定者を決定する、②あらかじめ入札すべき価格を決め、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力する、③受注した者は受注したシールに係る業務を他の3社いずれかに下請発注することとし、その際の発注価格を調節する方法等を用いることにより、必要に応じて次年度以降にわたり調整することも含めて4社間の利益の均等化を図る、旨を決定し、4社は平成4年度において、こ

の決定内容を実施していた。

(2) 法令の適用

4社は、共同して、当該シールにつきあらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1億7,057万円（課徴金対象3名）

13 (社)沖縄ビルメンテナンス協会に対する件（5.5.14審決）

(1) 違反行為の概要

ア 沖縄ビルメンテナンス協会は、かねてから、官公庁等が指名競争入札の方法により発注する沖縄地区のビルメンテナンス業務について、受注価格の低落防止を図るために、①会員の既存契約物件については、次回の指名競争入札等の際、当該会員を受注予定者とすること、②新規物件については、指名を受けた会員間の話し合いにより受注予定者を定めること、③受注予定者以外の指名を受けた会員は、受注予定者からの入札価格の連絡を受け、当該価格より高い価格で入札することにより受注予定者が受注できるように協力すること、を決定し、これを会員に通知した。

イ 同協会は、その後アの決定事項の実効を確保するため、①受注予定者以外の会員が入札価格の誤記により落札した場合、その会員は、受注予定者に対し当該落札物件を受注することによって得る利益相当額を支払う等の対応を行うこと、②受注予定者以外の会員が上記アの決定に故意に反して落札した物件については、他の会員は完済保証人にならず、また、当該物件は次回の指名競争入札等の際、落札した会員の既存の契約物件とは取扱わないこと、を決定し、これを会員に通知した。

ウ 同協会は、沖縄県が県庁本庁舎の新設に伴い発注する当該業務について、受注価格の低落防止等を図るために方策について検討し、会員が共同して受注できるようにするため、①同協会協同組合（協同組合の役員は協会の役員とほぼ同一であり、組合員のほとんどすべては協会の会員である）を受注予定者とすること、②会員は、沖縄県に対し個別に受注活動を行わないこと、③協同組合が受注できるように沖縄県に陳情すること、を決定し、これを会員に通知した。

エ 協会は、協同組合が受注できるようにするために、実質的に沖縄県の指名競争入札

参加資格を有する会員が個別に受注活動を行わないようにさせた。

(2) 法令の適用

沖縄ビルメンテナンス協会は、当該業務につき会員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 未定

14 浅川建設工業(株)ほか68名に対する件（5.10.4 勧告）

(1) 違反行為の概要

69社は、遅くとも平成3年4月1日以降、川崎市が指名競争入札等の方法により発注する下水管きょ工事について、受注価格の低落防止を図るため、

ア 川崎市から指名競争入札等の参加の指名を受けたときは、①受注希望者が1人のときはその者を受注予定者とする、②受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する、③②により受注予定者を決定することができないときは、同会合において話し合いにより決定する、④③により受注予定者を決定できないときは、投票、くじ等の方法により決定する

イ 川崎市は、共同施工方式により施工するため、当該工事の発注の都度結成される共同企業体を指名するときは、共同企業体の構成員を原則として2グループに分け同数ずつ選定し、それぞれ1業者ずつの任意の組合せによる共同企業体を指名しているが、同市から共同企業体の構成員として選定されたときは、

①構成員として選定された者が参加して開催される組合せ会と称する会合において、グループごとの話し合いにより、各グループに属する構成員のうちから受注すべき共同企業体の構成員となるべき者を決定する

②①により受注すべき共同企業体の構成員となるべき者を決定できないグループがあるときは、当該グループに属する構成員が参加して開催される調整会議と称する会合において、話し合いにより決定する

③②より受注すべき共同企業体となるべき者を決定できないグループがあるときは、当該グループに属する構成員の間で、投票、くじ等の方法で決定する

④②又は③の方法により決定された者の組合せによる共同企業体を受注予定者とする
ウ 受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるよう努力する

以上の合意の下に、必要に応じ69社以外で指名を受けた者の協力を得て、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（2）法令の適用

69社は、共同して当該工事につきあらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

（3）課徴金 8億6,952万円（課徴金対象67名）

15 (株)五星ほか24名に対する件 (6.3.14審決)

（1）違反行為の概要

ア 関係人25社のうち24社は、遅くとも平成2年4月1日以降、香川県土木部発注の特定測量等業務について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、以下の合意の下にあらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

①同県土木部から指名競争入札の参加の指名を受けたときは、指名を受けた者が参加する会合を開催するなどして、次の方法により受注予定者を決定する

a 当該物件に関して営業活動の実績があること、当該物件に関する過去の受注実績があること等の事情を有する者が1名のときは、その者を受注予定者とし、上記事情を有する者が複数のときは、それらの者の間の話し合いにより受注予定者を決定する

b 上記事情を有する者がいないときは、陸上構造物の設計業務にあっては点数制により、同業務以外のものにあっては受注を希望する者の間の話し合いにより、受注予定者を決定する

②受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

イ 関係人25社は、アにより、当該業務のほとんどすべてを受注していた。

（2）法令の適用

25社は、共同して当該業務についてあらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受

注できるようにすることにより、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第3条の規定に違反する。

(3) 課徴金 未定

16 旭化学工業(株)ほか39名に対する件（6.3.31審決）

(1) 違反行為の概要

ア 関係人40社は、遅くとも平成1年4月1日以降、仙台市三部局が指名競争入札等の方法により発注する塗装工事について、受注機会の均等化を図るため、①仙台市三部局から指名競争入札等の参加の指名を受けた場合は、発注部局別に予想発注金額により5ランクに分けた区分ごとに、一定の方法により算出した指名点数の最も高い者（複数のときは前回受注時期の最も古い者）を受注予定者とする、②受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する、③①又は②に違反し秩序を乱した者に対して、一定のペナルティを科す、以上合意の下に、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

イ 40社は、上記アにより当該工事のほとんどすべてを受注していた。

(2) 法令の適用

40社は、共同して、当該工事について、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 628万円

17 旭化学工業(株)ほか51名に対する件（6.3.31審決）

(1) 違反行為の概要

ア 52社は、遅くとも平成1年4月1日以降、宮城県内の8土木事務所発注の特定塗装工事について、受注機会の均等化を図るため、①8土木事務所から指名競争入札の参加の指名を受けた場合は、予想発注金額により特大工事から雑工事までの5ランクに区分し、雑工事を除き、それぞれの区分ごとに指名点数の最も高い者（複数のときは前回受注時期の最も古い者）を受注予定者とする、②雑工事については、指名を受けた者の話し合いにより受注予定者を決定する、③受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定

者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるよう協力する旨の合意の下に、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

イ 52社は、上記アにより、当該工事の大部分を受注していた。

(2) 法令の適用

52社は、共同して、当該工事についてあらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 195万円

18 (社)徳島県建設塗装協会に対する件 (6.4.28審決)

(1) 違反行為の概要

ア (社)徳島県建設塗装協会は、遅くとも平成2年4月9日以降、徳島県発注の塗装工事について、会員の受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、①会員が指名競争入札の参加の指名を受けた場合は、同協会事務局にその旨を連絡させ、発注部別、予想発注金額等に応じた区分ごとに指名点数の最も高い者（複数のときは当該点数に係る最初の指名時期が最も古い者）を受注予定者と定め、受注予定者にその旨を通知する、②受注予定者の入札価格は、受注予定者に同協会事務局と協議の上決定させる、③当該物件の入札前に指名を受けた会員による連絡会議を招集するなどして、受注予定者を明らかにするとともに受注予定者以外の指名業者が入札すべき価格を指示する、④受注予定者以外の指名業者に指示した価格で入札させ、受注予定者が受注できるように協力させる、旨を決定しこれを実施していた。

イ 同協会の会員は、上記アにより、当該工事の大部分を受注していた。

(2) 法令の適用

同協会は、当該工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 1,734万円

19 山梨県所在の建設業者の団体に対する件（6.5.16審決）

(1) 違反行為の概要

山梨県が指名競争入札の方法により発注する土木部所管で(社)山梨県建設業協会各支部の地区を施工場所とする土木一式工事（共同施工方式により施工されるものを除く）につき、各支部は、遅くとも昭和58年～昭和62年までに、受注価格の低落を防止するため、①指名を受けた支部員のうち受注希望者が1名の場合はその者を受注予定者とし、受注希望者が複数の場合は受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する、②受注希望者間の話し合いに際し、必要に応じ、支部長等が助言又は指導することにより受注予定者を決定する、③受注予定者以外の支部員は受注予定者が受注できるよう協力する、旨を決定し、これを実施していた。また、各支部は、この実施にあたり、④支部長等を座長とする受注予定者決定のための会合等を開催していたが、その後開催を取りやめ、以降受注希望者間で話し合いを行わせ、話し合いが難航した場合は支部長等が助言等を行うことにより受注予定者を決定させることとしていた。なお、都留支部は、平成3年4月以降、支部長の助言等を取りやめ、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定させていた。⑤受注予定者に対し、入札すべき価格を伝えていた。⑥各支部の支部員は、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう協力することにより、当該工事の大部分を受注していた。

(2) 法令の適用

同協会各支部は、当該土木工事について、支部員にあらかじめ受注予定者を決定させ、受注予定者が受注できるようにさせることにより、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反するものである。

(3) 課徴金 未定

表4 官公需等入札談合事件（勧告審決等）一覧（昭和54年度以降）

番号	件 名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徵 金 対象人数
1	(社)熊本県道路舗装協会	公共団体の舗装工事につき受注予定者を決定	54.10. 9 54.12. 3	29,169	61
2	石川島播磨重工業(株)ほか36名	水門等の工事につき受注予定者を決定	54.10.30 54.12. 4	89,732	34

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徵 対象人数
3	岐阜県空調衛生設備協会	岐阜県発注の管工事につき受注予定者を決定	課徴金納付命令 (54. 12. 22)	769	12
4	岐阜県空調衛生設備協会	岐阜県発注の管工事につき受注予定者を決定	課徴金納付命令 (54. 12. 22)	616	11
5	宮城県学校教材販売組合	学校教材につき受注予定者及び受注予定価格を決定	54. 12. 21 55. 2. 7	0	0
6	宮城県教育理科機器組合	理科教材につき受注予定者及び受注予定価格を決定	54. 12. 21 55. 2. 7	0	0
7	北海道交通安全標示協会	道路標示工事につき会員各々の受注目標額及び受注予定者を決定	55. 1. 18 55. 2. 15	5,309	34
8	佐世保電友会	官公庁発注の電気工事につき受注予定者を決定	課徴金納付命令 (55. 8. 11)	1,458	19
9	(社)三重県測量設計業協会	官公庁発注の県内の測量業務につき受注予定者を決定	56. 4. 6 56. 5. 6	5,437	27
10	(社)滋賀県測量設計技術協会	地方公共団体等発注の県内の測量設計業務につき受注予定者を決定	57. 5. 21 57. 8. 12	2,333	23
11	(社)静岡建設業協会	静岡市内における静岡県及び静岡市発注の建設工事につき受注予定者を決定	57. 8. 6 57. 9. 8	15,863	44
12	(社)清水建設業協会	清水地区における静岡県及び静岡市発注の建設工事につき受注予定者を決定	57. 8. 6 57. 9. 8	9,326	42
13	清風会	沼津市内における沼津市発注の建設工事につき受注予定者を決定	57. 8. 6 57. 9. 8	3,558	25
14	北海道いすゞ自動車㈱ほか3名	札幌市交通局発注の路線用バスにつき受注予定者を決定	58. 3. 31 58. 4. 21	1,259	4
15	青森県石油商業組合中弘南支部	弘前市等発注の石油製品につき受注予定者を決定	59. 7. 24 59. 8. 20	0	0
16	(株)弘善商会ほか14名	弘前大学発注のB重油につき発注予定者を決定	59. 7. 24 59. 8. 20	125	1
17	芦森工業(株)ほか3名	東京消防庁発注の消防ホースにつき受注予定者を決定	61. 4. 18 61. 5. 19	414	4
18	香川県石油商業組合高松支部	高松市等発注の石油製品につき受注予定者及び受注予定価格を決定	61. 7. 16 61. 8. 20	604	8

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徵 対象人数
19	旧米軍工事安全技術研究会の会員等	米軍海軍発注工事の受注予定者を決定	課徴金納付命令 (63. 12. 8)	28,980	70
20	(社)北海道ビルメンテナンス協会	官公庁等発注のビルメンテナンス業務につき受注予定者等を決定	1. 10. 23 1. 11. 21	12,596	32
21	(社)四国電気・管工事業協会電気工事部会	特定四国地区の官公庁等が発注する電気工事につき受注予定者を決定	2. 4. 25 2. 4. 27	13,006	45
22	(社)四国電気・管工事業協会管工事部会	特定四国地区の官公庁等が発注する管工事につき受注予定者を決定	2. 4. 25 2. 4. 27	4,000	20
23	(社)香川県電気工事業協会	香川県等発注の電気工事につき受注予定者を決定	2. 4. 25 2. 4. 27	3,760	31
24	(社)香川県管工事業協会	香川県等発注の管工事につき受注予定者を決定	2. 4. 25 2. 4. 27	1,005	10
25	日本電気インフォメーションテクノロジー(株)ほか1名	米空軍契約センターが入札により受注する電気通信保全業務等につき受注予定者を決定	課徴金納付命令 (3. 5. 8)	25,341	2
26	北光印刷(株)ほか25名	苦小牧市発注の特定印刷物につき受注予定者を決定	3. 10. 29 3. 12. 2	0	0
27	三丸製薬合資会社ほか15名	宮城県内の市町村が発注するワクチン等につき受注予定者を決定	4. 2. 13 4. 3. 10	307	9
28	(株)エーシンほか11名	宮城県内の市町村が発注するワクチン等につき受注予定者が決定	4. 2. 13 4. 3. 10	25	1
29	大日本印刷(株)ほか13名	日本道路公団発注の磁気カード等につき受注予定者を決定	4. 4. 21 4. 5. 15	21,460	14
30	大日本印刷(株)ほか4名	首都高速道路公団発注の回数券等につき受注予定者を決定	4. 4. 21 4. 5. 15	4,437	3
31	香川県造園協会高松支部	官公庁発注の高松地区の造園工事につき受注予定者を決定	4. 5. 15 4. 6. 4	1,183	13
32	鹿島建設(株)ほか65名	埼玉県発注の土木工事一式につき受注予定者を決定	4. 5. 15 4. 6. 3	100,667	43
33	(社)広島市造園建設業協会	広島市等発注の造園工事等につき受注予定者を決定	4. 5. 22 4. 6. 25	7,704	60

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徴 金 対象人数
34	(社)広島県造園建設業協会	広島県等発注の造園工事等につき受注予定者を決定	4. 5. 22 4. 6. 25	6,436	22
35	(株)葵エンジニアリングほか72名	愛知県発注の建設コンサルタント業務につき受注予定者を決定	4. 7. 9 4. 8. 7	19,528	42
36	(株)愛河調査設計ほか139名	愛知県発注の測量等業務につき受注予定者を決定	4. 7. 9 4. 8. 7	15,213	76
37	交通産業(株)ほか24名	埼玉県警察発注の道路標示工事につき受注予定者を決定	4. 11. 26 4. 12. 21	6,341	26
38	長盛産業(株)ほか17名	埼玉県警察発注の路側式道路標識工事につき受注予定者を決定	4. 11. 26 4. 12. 21	3,803	20
39	ライン企画工業(株)ほか12名	埼玉県警察発注の大型反射式道路標識工事につき受注予定者を決定	4. 11. 26 4. 12. 21	2,495	13
40	交通産業(株)ほか6名	埼玉県警察発注の大型灯火式道路標識工事につき受注予定者を決定	4. 11. 26 4. 12. 21	1,439	7
41	永森産業(株)ほか18名	埼玉県土木事務所発注の特定道路標識・標示等の工事につき受注予定者を決定	4. 11. 26 4. 12. 21	4,432	18
42	(株)金門製作所ほか23名	東京都が単価同調方式により発注する特定水道メータにつき最低入札単価等を決定	4. 12. 11 5. 1. 29	13,801	23
43	(株)金門製作所ほか9名	大阪府内の普通地方公共団体が発注する水道メーターにつき受注予定者を決定	4. 12. 11 5. 1. 29	1,652	9
44	東光精機(株)ほか10名	福岡県内の市町村等が発注する水道メーターにつき受注予定者を決定	5. 2. 24 5. 3. 19	2,606	8
45	国土基本測量協会	国土地理院発注の航空写真測量業務につき受注予定者を決定	5. 2. 24 5. 3. 19	3,954	19
46	(株)バスコほか19名	東北地方所在の官公庁等が発注する航空写真測量業務につき受注予定者を決定	5. 2. 24 5. 3. 19	37,519	16
47	アジア航測(株)ほか12名	東海地区所在の官公庁等が発注する航空写真測量業務につき受注予定者を決定	5. 2. 24 5. 3. 19	27,752	11

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象人数
48	アジア航測(株)ほか7名	四国地区所在の官公庁が発注する航空写真測量業務につき受注予定者を決定	5. 2. 24 5. 3. 19	10,012	6
49	トップパン・ムード(株)ほか3名	社会保険庁発注の通知書等貼付シールにつき受注予定者を決定	5. 3. 12 5. 4. 22	審判中	審判中
50	(社)沖縄ビルメンテナンス協会	沖縄地区所在の官公庁等が発注するビルメンテナンス業務につき受注予定者を決定	5. 4. 20 5. 5. 14	未定	未定
51	末広屋電機(株)ほか4名	赤平市発注の電気工事につき受注予定者を決定	5. 6. 22 5. 7. 21	1,734	4
52	浅川建設工業(株)ほか123名	川崎市発注の土木工事につき受注予定者を決定	5. 10. 4 5. 11. 12	28,428	99
53	浅川建設工業(株)ほか68名	川崎市発注の下水管きょ工事につき受注予定者を決定	5. 10. 4 5. 11. 12	26,952	67
54	浅川建設工業(株)ほか101名	川崎市発注の塗装工事につき受注予定者を決定	5. 10. 4 5. 11. 12	22,581	79
55	浅川建設工業(株)ほか65名	川崎市発注の上水道工事につき受注予定者を決定	5. 10. 4 5. 11. 12	10,498	57
56	(株)五星ほか24名	香川県土木部発注の特定測量等業務につき受注予定者を決定	6. 2. 24 6. 3. 14	未定	未定
57	青葉工業(株)ほか11名	香川県等発注の特定地質調査業務につき受注予定者を決定	6. 2. 24 6. 3. 14	未定	未定
58	旭化学工業(株)ほか39名	仙台市三都局発注の塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 7 6. 3. 31	628	78
59	旭化学工業(株)ほか51名	宮城県八戸木事務所発注の特定塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 14 6. 3. 31	195	3
60	大沢塗装(株)ほか33名	宮城県大崎広域水道事務所発注の塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 14 6. 3. 31	0	0
61	(社)徳島県建設塗装協会	徳島県発注の塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 31 6. 4. 28	1,734	15
62	(株)大串塗装ほか22名	建設省四国地方建設局徳島工事事務所発注の特定塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 31 6. 4. 28	370	4
63	(有)阿木塗装ほか23名	徳島市等発注の特定塗装工事につき受注予定者を決定	6. 3. 31 6. 4. 28	79	1

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徴 金 対象人數
64	(株)協和エクシオ	米空軍契約センターが入札により発注する電気通信保守業務等につき受注予定者を決定	6. 3. 31	2,212	1
65	(社)山梨県建設業協会甲府支部	山梨県発注の甲府地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
66	(社)山梨県建設業協会塩山支部	山梨県発注の塩山地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
67	(社)山梨県建設業協会石と支部	山梨県発注の石和地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
68	(社)山梨県建設業協会市川支部	山梨県発注の市川地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
69	(社)山梨県建設業協会身延支部	山梨県発注の身延地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
70	(社)山梨県建設業協会韮崎支部	山梨県発注の韮崎地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
71	(社)山梨県建設業協会都留支部	山梨県発注の都留地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
72	(社)山梨県建設業協会大月支部	山梨県発注の大月地区特定土木工事につき受注予定者を決定	6. 4. 8 6. 5. 16	未定	未定
73	北海道森田ポンプ(株)ほか3名	北海道内の市町等が発注する特定消防用車両につき受注予定者を決定	6. 7. 14 6. 7. 29	未定	未定
74	(株)秋田ディックライトほか69名	東北地健の事務所発注の特定塗装工事につき受注予定者を決定	6. 9. 6	8,267	44
75	ア・ア・ンコー・ポレーション(株)ほか94名	滋賀県等発注の特定電気工事につき受注予定者を決定	6. 9. 22 6. 10. 28 (対94名)	未定	未定
76	(株)青井電機商会ほか29名	大津市発注の特定電気工事につき受注予定者を決定	6. 9. 22 6. 10. 28 (対29名)	未定	未定
77	(社)宇都宮建設業協会	宇都宮市発注の特定土木・建築工事につき受注予定者を決定	6. 11. 10 6. 11. 25	未定	未定
78	郡山市建設業者親和会	郡山市発注の特定建設工事につき受注予定者を決定	6. 12. 21 7. 1. 6	未定	未定
79	兼松(株)ほか36名	国際協力事業団発注の機材につき受注予定者を決定	7. 3. 27 7. 4. 24	未定	未定
80	桃井製網(株)ほか4名	ODA 案件の漁網・漁具等につき受注予定者を決定	7. 3. 27 7. 4. 24	未定	未定

番号	件名	内 容	勧告年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課 徴 金 対象人数
81	愛豊土建砂利(株)ほか72名	豊橋市発注の特定土木工事につき受注予定者を決定	7. 7. 4 7. 8. 8	未定	未定
82	愛知県東部建築業協同組合ほか69名	豊橋市発注の特定建築工事につき受注予定者を決定	7. 7. 4 7. 8. 8	未定	未定
83	青山建設(株)ほか8名	豊橋市発注の特定舗装工事につき受注予定者を決定	7. 7. 4 7. 8. 8	未定	未定
84	青山建設(株)ほか26名	豊橋土木事務所発注の特定土木工事につき受注予定者を決定	7. 7. 4 7. 8. 8	未定	未定
85	(株)田中組ほか22名	小田原市発注の上水道配管工事につき受注予定者を決定	7. 7. 26 7. 8. 30	未定	未定
86	日本上下水道設計(株)ほか8名	九州地区の地方公共団体発注の特定上下水道コンサルタント業務につき受注予定者を決定	7. 9. 1 7. 10. 4	未定	未定
合 計				715,339	1,418

- (注) 1 旧米軍工事安全技術研究会の会員等及び日本電気インフォメーションテクノロジー(株)ほか1名、ならびに株協和エクシオに対する件は、官公需関係に準ずるものとして掲載した。
- 2 「勧告年月日 審決年月日」の欄に「課徴金納付命令」とあるのは、団体解散又は違反行為がなくなってから1年を経過していたため、勧告・審決を行わずに構成事業者等に課徴金納付命令を行ったものである。
- 3 トッパン・ムーア(株)ほか3名に対する件については、1億7,057万円の課徴金納付命令を行ったが、平成5年12月6日審判手続が開始されたことにより失効した。
- 昭和52年度以降勧告審決がなされた官公需等入札談合事件78件のうち、市町村が発注機関に含まれているものは、43件にのぼっている。

(二) 入札談合事件規制の動き

日米構造協議フォローアップ会合第2回年次報告によれば、「無差別透明性および公正かつオープンな競争の原則に基づき、政府調達機会を拡大すべく、日本はこれまで政府調達に関する一連の措置を講じ、また今後も調達の慣行を一層改善するよう努め、いかに掲げる措置を講ずる。」として、日本政府が談合を含む独占禁止法違反行為の効果的防止のために種々の措置を追加的に講ずるものとしている⁽²⁹⁾。これを受け、各官庁等においては次のような取組みがなされてきた。
 ①公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議の開催
 ②公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議の開催
 ③入札

談合問題に関する調達担当官研修の実施（公正取引委員会主催）④各官庁が実施する調達担当官研修の実施（今までに運輸省、北海道開発庁、沖縄開発庁、外務省、労働省が実施している－平成7年3月1日現在）⑤各官庁等における談合情報対応マニュアルの作成 1) 作成済み 国…北海道開発庁、防衛庁、沖縄開発庁農林水産省、運輸省、郵政省、建設省 地方公共団体…北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、広島県、島根県、山口県、大分県、葛飾区、島田市、福山市、飯塚市 公団…新東京国際空港公団 2) 作成中 長野県、三重県、沖縄県、京都市、大阪市、北九州市、豊山町

これらの各官庁等の取組みにおいて、最も重要な位置づけを与えられるのは、公正取引委員会による入札ガイドライン（公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針）であろう。同ガイドラインは、活動類型として、1) 原則として違反となるもの、2) 違反となる恐れがあるもの、3) 原則として違反とならないもの、の3つにわけ、入札に係る行為を事細かに位置づけている⁽³⁰⁾。

しかしながら、眞の問題点は、いかなる行為が違法となるかということよりも違法であることを知りつつも慣行として談合が行われてきたという法意識そのものであると思われる。例えば、談合は日本的な商慣行であるといわれるが、談合は欧米諸国にもみられる、厳格な反トラスト法の母国であるアメリカでも行われている⁽³¹⁾。しかしながら、社会における位置づけとして明らかに異なるのは、カルテルが違法であるという社会意識の存在、それを踏まえた行政庁の運用であろう。日本の場合、談合が法違反であるということを知らない業者はおそらくは殆ど存在しない。しかしながら談合抜きでは業務が行い得ないということが公然と語られる業者の体質があり、また、その業者の談合を前提として業務を行う官庁の体質がある（例えば見積り合せは多くの行政官庁において事業者の談合を前提としなければ行い得ない状況になっており、またそれが新たな談合を生む土壌となっている）。このような状況において、談合体質の改善のためにはまず行政庁の体質の改善、公正かつ自由な意義に関する認識が必要になると思われる。

表5 入札ガイドラインにおける参考例の項目一覧

活動類型	原則として違反となるもの (及びその留意事項)	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの
1 受注者の選定に関する行為	1-1 受注予定者の決定 [留意事項] 1-1-1 受注意欲の情報交換等 1-1-2 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 1-1-3 入札価格の調査等 1-1-4 他の入札参加者への利益供与 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等	1-1 指名や入札参加者予定に関する報告 1-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 1-3 特別会費、賦課金等の徴収	1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 1-6 自己の判断による入札辞退
2 入札価格に関する行為	2-1 最低入札価格等の決定 [留意事項] 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 標準的な積算方法の作成等
3 受注数量等に関する行為	3-1 受注数量、割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
4 情報の収集・提供、経営指導等	[留意事項] (受注予定者等の決定行為に関する留意事項) ・受注意欲の情報交換等 (1-1-1 前掲) ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 (1-1-2 前掲) (最低入札価格等の決定行為に関する留意事項) ・入札価格の情報交換等 (2-1-1 前掲)	4-1 指名や入札参加予定に関する報告 (1-2 前掲) 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 (1-3 前掲) 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等 (2-2 前掲)	4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供 4-5 官公需受注実績等の概括的な公表 (3-2 前掲) 4-6 平均的な経営指標の作成・提供 4-7 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供 4-8 経常共同企業体の組合せに関する情報提供 4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等 4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明 (1-5 前掲) 4-11 標準的な積算方法の作成等 (2-4 前掲) 4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供 4-13 積算基準についての調査 (2-3 前掲) 4-14 独占禁止法についての知識の普及活動 4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等 4-16 国、地方公共団体等に関する要望又は意見の表明 4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明

IV 結びにかえて

前章において、談合体質の改善のために行政官庁の改革に期待するという趣旨を述べたが、独占禁止法運用強化を入札談合に即して述べれば確かにそのようになるであろう。しかしながら、独占禁止法運用強化の担い手としての行政官庁の役割はむしろ小さいというのが私見である。日米構造協議を待つまでもなく、日本の商慣行に対する様々な問い合わせは、少なくない私訴によって行われ始めている。とくに、流通慣行は多くの事業者の改革の動きが目立ってきているのは確かであろう。これらの動きを総合的に考えて日本の独占禁止法の運用の今後を考えてゆくべきであろうと思われる。その意味で、先に述べたように、公正取引委員会による運用が談合に傾斜しすぎるのではなく後退を招きかねないとさえ考えるのである。

注

- (1) 拙稿「日米構造協議以降の我が国独占禁止法の運用について」高知論叢第52号51頁以下。なお、拙稿「判例回顧と展望－経済法」法律時報第65巻4号（1992年度）、第66巻5号（1993年度）、第67巻5号（1994年度）参照。
- (2) 本稿の執筆に際し、今回も公正取引委員会の審決訟務室及び同委員会事務局四国事務所の多大な協力を得た。この場を借りて謝意を表したい。文中、特に出典を明示しなかった部分は公正取引委員会内部資料に拠ったものである。
- (3) 三宅一秀・岡田哲也・田賀博幹「政府開発援助(ODA)に伴う資機材の供給業者による独占禁止法違反事件について」公正取引第537号71頁以下。
- (4) 同上。
- (5) 地主園彰治「愛知県豊橋市及びその周辺地区所在の建設業者に対する独占禁止法違反事件について」公正取引第540号66頁以下。
- (6) 同上。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) もっとも注目された談合事件のひとつである。前掲拙稿「判例回顧と展望－経済法」法律時報第65巻4号146頁参照。なお、本件については、後に要約して紹介する。
- (10) 小林昇・川上双士郎「小田原市所在の水道施設工事業者による独占禁止法違反事件について」公正取引第541号62頁以下。

- (11) 三浦幸二「社団法人宇都宮建設業協会の独占禁止法違反事件」公正取引第534号57頁以下。
- (12) 安納正生「郡山市建設業者親和会の独占禁止法違反事件」公正取引第536号70頁以下。
- (13) 青木光男・庄司芳次「商工組合の共同販売事業と独占禁止法－秋田県土木コンクリートブロック工業組合に対する審決事件の解説－」公正取引第535号68頁以下。
- (14) 山下孝「東日本おしまり協同組合の独占禁止法違反事件」公正取引第539号75頁以下。
- (15) 岩瀬輝彦「千葉県石油商業組合野田支部の独占禁止法違反事件」公正取引第540号62頁以下。
- (16) 荒井登志夫「健康食品の再販売価格拘束事件」公正取引第537号67頁以下。
- (17) 「流通・取引慣行ガイドライン」(流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針)については、矢部丈太郎・山田昭雄・上杉秋則監修『流通問題と独占禁止法』国際商業出版参照。なお、その影響については、前掲拙稿「日米構造協議以降の我が国独占禁止法の運用について」高知論叢第52号59頁以下参照。
- (18) 中村浩通「中古自動車の走行距離計の交換に係る不当表示事件について」公正取引第534号60頁以下。
- (19) 前坂潤也「宝石貴金属等販売業者に対する排除命令について」公正取引第537号64頁以下。
- (20) 山林弘「紳士服販売業者による不当な二重価格表示事件について」公正取引第538号71頁以下。
- (21) 山下義雄「ミシンの無店舗販売業者によるおとり広告について」公正取引第540号59頁以下。
- (22) 東京高判平成7年9月25日(平成六年(行ワ)第一四四号審決取消請求事件)。
- (23) 東京高判平成7年3月23日(平成六年(ネ)第三二七二号・自動車ホイールの並行輸入をめぐる特許権侵害差止等請求控訴事件)。なお、原審は、東京地判平成6年7月22日(平成四年(ワ)第一六五六五号)。
- (24) 東京高判平成7年9月26日(平成五年(ネ)第三七八八号・取締役損失補填責任追及請求控訴事件)。なお、原審は、東京地判平成5年9月16日(平成四年(ワ)第五七八三号)。
- (25) 浦和地決平成7年2月17日(平成六年(ヨ)第一〇三号・㈱河内屋による地位保全仮処分命令申立事件)。
- (26) 大阪地決平成7年2月17日(平成六年(ヨ)第二四二四号・アザレ化粧品静岡本舗による地位保全等仮処分命令申立事件)。
- (27) もちろん、談合事件等カルテル規制に公正取引委員会がより一層の積極さが望まれることはいうまでもないが、それのみでは法秩序の形成に不十分で、私訴の展開などを含めた独占禁止法制の強化が必要であるということである。現在、流通業者による私訴が一定の増加をみているが、公正取引委員会の活動がこれに対し十分な契機を提供するものであるべきであろう。なお、談合事件に関しても、損害賠償請求などが考えられるが、この点の理論状況は十分とはいえないであろう。米国における談合事件の損害賠償請求

に関する記述として、谷原修身「米国における入札談合の法規制」公正取引第521号 6 頁以下等に注目したい。

- (28) 以下の記述は、公正取引委員会事務局編「独占禁止法と入札談合問題」、同「公正取引委員会の最近の活動状況」平成 5 年10月、平成 6 年10月、平成 7 年10月、平林英勝・原敏弘「最近における入札談合問題に対する公正取引委員会の対応」公正取引第521号4頁以下、志田至郎「入札談合に対する最近の公正取引委員会の取組」公正取引第521号 9 頁以下等を参照した。
- (29) 前掲「独占禁止法と入札談合問題」61頁。
- (30) 同上 35頁以下。
- (31) 例えば、R. Preston McAfee & John McMillan, Auctions and Bidding, 25 Journal of Economic Literature, 701-703参照。